

事 務 連 絡
平成 27 年 4 月 22 日

都道府県水道行政担当部（局） 御中
厚生労働大臣認可 水道事業者 御中
厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者 御中

厚生労働省健康局水道課

インフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定について

高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するため、国民の安全・安心を確保する等の観点から、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する必要性があり、平成 25 年 11 月 29 日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、別添 1 の「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」が政府として決定されました。

基本計画においては、各インフラを管理・所管する者がインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画である「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定するとともに、各インフラの管理者が行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画である「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定することとしております。また、国は各インフラを管理する者に対して、行動計画及び個別施設計画を策定するよう要請することとしております。

これらを受け、厚生労働省では、平成 27 年 3 月 31 日付で別添 2 の「厚生労働省版インフラ長寿命化計画」（以下「厚労省行動計画」という。）を策定し、本行動計画の中で水道施設に関する中期的な取組の方向性を明らかにしています。

水道事業者及び水道用水供給事業者におかれましては、水道施設を管理する者が策定する行動計画及び個別施設計画についての対応が必要となりますので、以下の留意事項を踏まえ、基本計画（別添 1）及び厚労省行動計画（別添 2）に基づいた適切な対応をお願いします。

なお、行動計画及び個別施設計画は平成 28 年度（平成 29 年 3 月）までに策定することが求められており、今後、フォローアップ（策定状況の確認等）を適時行うことを申し添えます。

【留意事項】

1 都道府県及び市町村が経営主体の水道事業者等

(1) 行動計画の策定について

- 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月 22 日）に基づき、都道府県及び市町村はすべての公共施設等を対象として計画を策定することとされているため、水道事業者等において別途行動計画を策定する必要はありません。

(2) 個別施設計画の策定について

- 個別施設計画は、各団体が策定した行動計画（公共施設等総合管理計画）に基づき、直営の個別施設毎に具体の対応方針を定めるものです。
- 個別施設計画を平成 28 年度までに策定いただきますようお願いいたします。
- なお、すでに策定している水道事業ビジョン等をもって同種・類似の計画として見なすことができる場合、当該計画をもって個別施設計画に代えることができます。

2 前記 1 以外の水道事業者等（一部事務組合、私営等）

(1) 行動計画の策定について

- 行動計画は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進していくための中期的な取り組みの方向性を明らかにすることを目的として、各インフラを管理する団体ごとに、対象施設、計画期間、現状と課題、中長期的なコスト見通し、取り組みの方向性等を定めるもので、個別施設計画の基となるものです。
- 行動計画を平成 28 年度までに策定いただきますようお願いいたします。
- なお、すでに策定している水道事業ビジョン等をもって同種・類似の計画として見なすことができる場合、当該計画をもって行動計画に代えることができます。

(2) 個別施設計画の策定について

- 個別施設計画は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定めるものです。
- 個別施設計画を平成 28 年度までに策定いただきますようお願いいたします。
- なお、すでに策定している水道事業ビジョン等をもって同種・類似の計画として見なすことができる場合、当該計画をもって個別施設計画に代えることができます。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県認可水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

（連絡先） 厚生労働省健康局水道課

担 当：小仲、鈴木

電 話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp